

■労働関係指標【令和6年3月値】

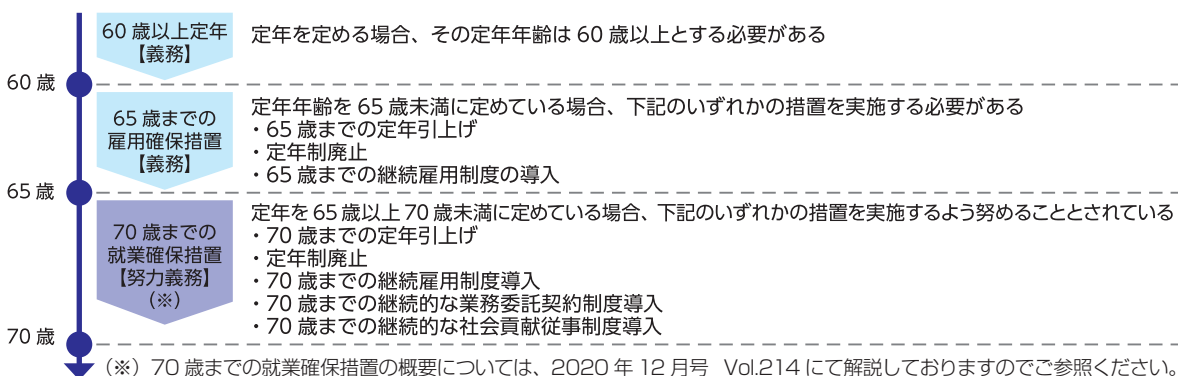
完全失業率 (季節調整値)	2.6% (前月と同水準)	有効求人倍率 (季節調整値)	1.28倍 (前月に比べて0.02ポイント上昇)
就業者数 (季節調整値)	6,760万人 (前年同月比27万人増加)	現金給与額 (特別に支払われた給与を除く)	281,087円 (前年同月比1.4%増)

Topics 1. 高齢者雇用の現状

昨年12月、令和5年「高齢者雇用状況等報告」の集計結果が報告されました。高齢者雇用安定法（以下、高齢法）の改正により、令和3年4月1日から70歳までの就業確保の努力義務が新設されましたが、法改正から3年が経ち、企業の取組状況が注目されています。本号では、改めて高齢者雇用のルールを確認するとともに、70歳までの就業確保措置の実施状況を中心に調査結果を見ていきましょう。

Point1 高齢者雇用のルール

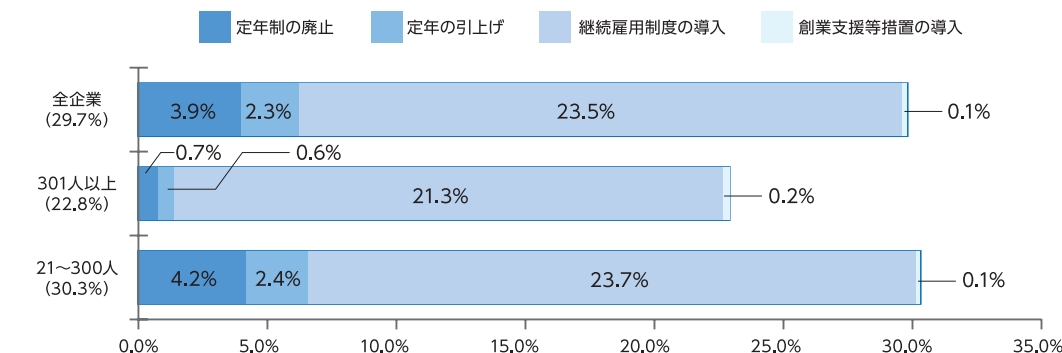
人生100年時代を迎え、働く意欲がある高齢者がある能力を十分に発揮できる「生涯現役社会」の実現に向けて、高齢法では定年の引上げなど高齢者の安定した雇用確保のための措置について定めています。



Point2 「70歳までの就業確保措置」の実施状況と今後の動向

令和5年6月1日における70歳までの就業確保措置を実施済みの企業(70,443社)は、報告した企業全体の29.7%で、301人以上規模の大企業では22.8%、21人~300人規模の中小企業では30.3%でした。また、就業確保措置を実施済みと報告した企業について措置内容別に見ると、企業規模を問わず「継続雇用制度の導入」、「定年制の廃止」、「定年の引上げ」、「創業支援等措置の導入」の順で多く、「継続雇用制度の導入」が高齢者就業確保の中核を担っています。

就業確保措置の内訳



出典：令和5年「高齢者雇用状況等報告」集計結果

かつては60歳以上定年や65歳までの雇用確保措置は努力義務でしたが、少子高齢化により労働人口が減少する中で経済社会の活力を維持するため、高齢法改正を重ねて現行の制度体系となりました。

このような高齢者の就業環境の変化を背景に、高齢雇用継続給付金制度についても令和7年4月1日以降段階的に縮小し、最終的に廃止されることが決定しています。

70歳までの就業確保措置も将来的に義務化される可能性も視野に入れながら、企業としての高齢者雇用を検討していく必要があります。

Topics 2. 労働保険・年度更新のチェックポイント

労働保険の年度更新の時期となりましたので、改めてチェックポイントについて解説します。

Point1 年度更新とは

労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間を単位として計算されます。その間で全ての労働者に支払われる賃金の総額に、事業の種類ごとに定められた保険料率を乗じて算定します。

年度更新では、上記の算定期間ごとに概算で保険料を事前納付し、年度終了時に前年度の保険料を精算します。

これらの届出を毎年6月1日から7月10日までの間に行わなければなりません。

Point2 労災保険料率の変更について

労災保険料率はそれぞれの事業の過去3年間の災害発生状況を考慮し、原則3年ごとに改定しています。前は改定がありませんでしたが、令和6年4月より労災保険料率が6年ぶりに改定されます。

全54業種中、17業種が引下げ、3業種が引上げとなり、建設の事業に係る労務費率は全9業種中、2業種が引下げとなります。今年の申告では確定保険料と概算保険料で保険料率が異なる場合がありますので注意が必要です。詳細は厚生労働省のHP※1にてご確認ください。

(※1) https://www.mhlw.go.jp/content/leaflet_r06.pdf
令和6年度改定における事業主向けリーフレット(令和6年4月23日閲覧)

Point3 集計時のチェックポイント

確定保険料の集計には大きく分けて3つのチェック項目があります。

① 対象者の確認

● 役員への取り扱い

役員は集計の対象外ですが、兼務役員は役員報酬部分を除いた労働者としての賃金部分のみ集計します。

● 出向者の取り扱い

出向者は雇用保険は出向元、労災保険は出向先で対象となります。

② 算定賃金の確認

労働者に支払った立替金や経費精算、慶弔金等、賃金に該当しないものは集計の対象外となります。

③ 保険料率の確認

労働局より送付される申告書に保険料率が記載されています。今年は雇用保険料率は変更がなく、労災保険料率は前述のとおり改定となった業種があります。また、メリット制の事業所は毎年労災保険料率の改定が発生する可能性がありますので注意が必要です。

毎年同じことと油断せず、集計前にあらためてチェックポイントを確認することが大切です。厚生労働省のHP※2では手続きに必要な様式その他、集計用の計算支援ツールも公開されています。よろしければご活用されてみてはいかがでしょうか。

(※2) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukujin/roudouhoken.html
(令和6年4月23日閲覧)

Topics 3. 海外出張の留意点

海外出張は、海外赴任ほどではありませんが、本人にも会社にもリスクが発生し得ます。最近目にした事例も交えて、留意点を纏めてみたいと思います。

I. 税務リスク

海外出張に関する税務上の留意点については、2023年5月号_Vol.243に掲載させていただきました。支度金は金額や頻度に注意すべきこと、出張期間が長い場合は現地での所得課税のリスクがあること、出張者の業務内容によっては日本の本社が現地PE課税される可能性があること、が記述されていますので、ご参考になさってください。

II. 支度金・日当・宿泊費の金額レベル

各会社のポリシーにより決定されますが、支度金・日当は、海外出張の機会が少ない中小企業の方が、金額が高いことも多いです。支度金は海外出張が初めての社員に対しスーツケース代の実費程度、日当は一人当たり3,000円～5,000円程度というケースが多かったのですが、昨今のインフレと円安の影響で、値上がり傾向にあります。宿泊費は、定額支給・実費精算・上限ありの実費精算の3パターンがありますが、昨今の実勢と社員の安全面を鑑みると、多少の高さは割り切って考えるべきでしょう。

III. 海外出張規程の策定

海外出張規程の策定は、法的義務ではありません。しかし、社員間の公平性、事務処理の効率性、会社のリスク軽減を考えると、策定が望ましいものです。既存の国内出張規程に、必要条文を追加するだけで対応できる場合も多いです。

注意すべきは、長期間に渡る出張がある場合です。他に行ける人材がない等の理由により、年単位で派遣されている会社も存在します。このような場合は、海外赴任に似た実態となるため、規程を策定する必要性がより高いものとなります。全く別途に長期海外出張規程を作成する方法のほか、通常の出張規程に、長期出張者のみに適用される条文を加える方法が考えられます。

IV. 安全衛生

労働安全衛生規則第45条の2は、労働者を6か月以上海外に出張させる際および帰国後国内業務に就かせる際には、健康診断を実施することを義務付けています。

また、海外現地での医療制度・医療保険制度が、日本と同等以上であることは稀ですので、海外出張者に最低限の海外旅行傷害保険を付保することは、必須と言えるでしょう。

V. 現地ビザ

出張者が渡航する際、短期滞在ビザが必要な国は多く、会社も事前確認すると思いますが、業務内容や滞在期間によっては、現地での就労ビザが必要になるケースもあります。

最近では特に、移民問題に悩む欧州諸国での規制が厳しく、就労ビザを取らずに長期間出張し、不法就労認定されて国外退去処分を受けた日本の社員も存在しますので、注意が必要です。

VI. 現地でのコミュニケーション

海外出張者にまつわるトラブルで多いのが、現地でのコミュニケーションです。よく言われるのが、日本からの出張者は、日本からの現地駐在員とばかり話す、現地職員に見下した態度を取る、というものです。一方、セクハラ問題も多く、特に欧米では重大な訴訟に発展する恐れもあります。

海外出張予定者に対して、短時間で事前研修を行うことは、有効と考えられます。

国際業務担当ディレクター 米国税理士 成田元男

編集後記《水無月》成長

6月と言えば『梅雨』ですね。雨や湿気で洗濯物がパキッと乾かない、髪がうねる、など私は少し苦手です。そして最近突如『ガーデニング』にハマり、更に頭を悩ます季節となりました。

植物が育つには水、光、空気、ミネラルが必要ですが、それぞれ植物ごとに適切な量やタイミングが異なります。その植物の特性を知り、状態をよく観察し、適した量とタイミングで与えないと育たないどころか枯れてしまうこともあります。特に園芸初心者にとって、梅雨の時期の水やりは難関です。植物の根は水を求めて伸びるため、水が足りている

状態で更にと与えてしまうと根は伸びず、その植物自体も育ちが悪くなります。そういえば我々人間も、自ら動かず与えてもらうばかりでは成長しません。子育てや人材育成に於いても、育てる立場の人が、育てたい対象をよく見て、会話して、その時に必要なものを過不足なく教える(与える)ことが大切なのだと思ふことを通して気付かされた気がします。

春にせっかく咲いた花も梅雨の長雨に傷んでしまうと悲しくもなりますが、植物と十分にコミュニケーションを取りながら成長を楽しみたいと思います。(麻)



バックナンバーはこちらから!



<https://www.arcandpartners.com/blog/maronie>



10840560